令和６年度法改正対応

受付印	住宅熱損失防止（省エネ）改修工事に係る固定資産税減額申告書

年　　月　　日

（あて先）
山口市長

山口市税条例附則第10条の3第8項の規定に基づき、住宅熱損失防止（省エネ）改修工事に係る固定資産税減額措置の適用について、関係書類を添えて申告します。

納税義務者（申告者）	個人番号（法人番号）													
	住　所（所在地）	電話番号（　　）　　―												
	氏　名（名称）	ふりがな												
家屋所在地	山口市　　番地													
種　類	専用住宅　・　併用住宅									家屋番号				
構　造	木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽鉄系プレハブ造・その他（　　）													
建築年月日	年　　月　　日									床面積	m^2			
登記年月日	年　　月　　日									住宅部分の床面積	m^2			
改修工事の内容	□　窓の改修工事（必須） □　天井の断熱改修工事									□　床の断熱改修工事 □　壁の断熱改修工事				
改修工事の完了年月日	年　　月　　日													

改修工事に要した費用①	改修工事に伴う補助金②	自己負担額（①－②）
円	円	円

申告書を工事完了後３ヶ月以内に提出できなかった理由	
添付書類	□　建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書 （現行の省エネ基準に適合している工事であることの証明書） □　改修工事箇所の図面・写真（改修前・改修後） □　改修工事の費用を確認できるもの（契約書・領収書等）

注1　太枠内は記入しないでください。
　2　工事完了から３ヶ月以内に提出してください。

受付	処理